

2020年（令和2年）6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）6月5日付けで諮問（第1017号）された感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国内の感染者数の増加により、健康状態の確認及び提出資料の事務処理など、保健所の業務量が増加している。また、軽症者等の宿泊療養や自宅療養の実施に伴い、患者の居所が多様化してきており、把握することが困難となっている。

この度、厚生労働省が、より効率的に患者等に関する情報を収集し、関係者の間で共有できるようにするため、情報把握・管理システム（以下「システム」という。）を開発した。

本市は、今後、新型コロナウイルス感染者の情報把握及び管理支援を行うために、システムにログインし、システム上で感染者及び感染疑い者情報の入力を行う必要があることから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の内容

(ア) 法令に基づく届け出

医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づき、新たな感染疑い者が発生した場合、個人情報の届け出を行う。

保健予防課は、インターネット環境がない等の理由により、システムを用いた入力が行えない医療機関に対し、代理で登録を行う。

A 新たな感染疑い者の代理登録に係る個人情報

新たな感染疑い者が発生した場合、個人情報を登録する。

- (A) 氏名
- (B) フリガナ
- (C) 生年月日
- (D) 性別
- (E) 国籍
- (F) 住所
- (G) 感染疑い者の電話番号
- (H) 感染疑い者のメール
- (I) 管轄の保健所
- (J) 勤務先
- (K) 緊急連絡先
- (L) 医療保険証
- (M) 福祉的な支援
- (N) 問診票情報
- (O) 基礎疾患等
- (P) 過去の入院関連情報
- (Q) 症状
- (R) 検査情報
- (S) 連絡予定日
- (T) 検査判明日
- (U) PCR検査結果情報

B PCR検査結果の代理登録に係る個人情報

PCR検査結果の返答があった場合、結果の登録をする。

- (A) 連絡予定日
- (B) 結果判明日
- (C) PCR結果等
- (D) 基礎疾患等

C 発生届の代理登録に係る個人情報

PCR陽性等と判断された場合、発生届の情報を登録する。

- (A) 氏名
- (B) フリガナ
- (C) 生年月日
- (D) 性別
- (E) 国籍
- (F) 住所
- (G) 感染者の電話番号
- (H) 感染者のメール
- (I) 管轄の保健所
- (J) 勤務先
- (K) 緊急連絡先
- (L) 診断年月日
- (M) 検査記録
- (N) 感染推定日
- (O) 感染関連情報

D 医師所見情報の入力に係る個人情報

健康フォローアップした際の結果を入力する。

- (A) 医師所見

E 医療連携情報の入力に係る個人情報

感染者が医療機関に入院した場合の記録を入力する。

- (A) 診断情報
- (B) 入退院日
- (C) 重症度
- (D) 関係機関

(イ) 本人同意に基づく報告

保健予防課は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項に基づき、感染者から電話等で聞き取りを行い、本人の同意を得て、システムへ入力する。

A 健康観察票の代理入力に係る個人情報

感染者の健康状態を入力する。

- (A) 健康観察状況

B 感染者情報の入力に係る個人情報

感染者の各情報を入力する。

- (A) 居住推移情報
  - a 期間
  - b 居住場所

- c 感染者の電話番号
- (B) 同居者情報
  - a 同居者氏名
  - b 電話番号
- (C) 行動歴情報
  - a 日付
  - b 時刻
  - c 場所名
  - d 感染者の電話番号
- (D) 接触者情報
  - a 接触者氏名
  - b 電話番号
- C 措置判定記録の入力  
感染者の健康状態を入力する。
  - (A) 健康観察中
  - (B) 入院前待機中
  - (C) 入院中
  - (D) 重症化中
  - (E) 退院後待機中
  - (F) 待機解除
  - (G) 死亡
  - (H) 健康状態についてのコメント
- D 未連絡者の個人基本情報入力に係る個人情報  
濃厚接触者の個人情報を入力する。
  - (A) 生年月日
  - (B) 郵便番号
  - (C) 住所
  - (D) 電話番号
  - (E) メール
  - (F) 勤務先
  - (G) 緊急連絡先

イ コンピュータ処理を行う必要性

患者数の増加や患者を取り巻く環境が複雑化する中で、当該業務負担の軽減を図ることは早急に対応すべき課題である。

システムを活用することで、保健所、医療機関等において同時に情報の入力及び参照を行うことができ、入力情報を基にした公表資料や統計資料の作成等が可能となる。

また、濃厚接触者や患者本人が自らの健康状態をスマートフォン

等から入力，又は自動でかかってきた電話に応答することによって報告することが可能となる。

以上のことから，本市において，保健所等の業務負担軽減及び情報の共有，把握の迅速化を目的とし，システム上で感染者及び感染疑い者情報の確認及び入力を行うため，コンピュータ処理を行うものである。

### (3) 安全対策等について

#### ア 本市の安全対策

- (ア) 保健予防課は，指紋と指静脈の複合認証によるユーザー認証が行われた情報系端末から，K S C ネットワークを介してシステムと接続する。
- (イ) システムにログインする端末は，保健予防課執務室内の端末に限定し，利用する端末はワイヤーロックで施錠されている。
- (ウ) 保健予防課は，K S C ネットワーク側のシステムの利用に当たり，事前にシステムを管理する厚生労働省に利用者登録を行い，交付された I D 及びパスワードを用いてシステムにログインする。システムにログインするパスワードは，定期的に変更する。
- (エ) 交付された I D 及びパスワードの利用は，保健予防課長に使用を許可された保健予防業務の担当職員に限定する。
- (オ) やむを得ず紙に出力したデータについては，鍵のかかるキャビネット等で管理し，使用後は執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
- (カ) 事業者がログインするインターネット側のシステムと保健予防課がログインする L G W A N 側のシステムは，論理的にネットワークが分離されており，相互のアクセスが禁止されたシステムとして設計されている。

#### イ システム管理者（厚生労働省）の安全対策

- (ア) システムに入力及び参照する際は，ユーザー I D，パスワードに加え，ワンタイムパスワード（電話通信を用いる。）を発行し，2段階の認証を行い，MFA（多要素認証）を実装している。データの暗号化も講じる。
- (イ) 政府統一基準等のポリシーや I P A（独立行政法人情報処理推進機構）のガイドライン等についての準拠性を第三者機関により確認している。
- (ウ) W e b サイトの構造は，ネットワークについては，TLS1.2 以上とするほか，バーチャルネットワーク（クラウド上の仮想専用領域）を構築している。基盤となるクラウド環境は，C S ゴールドマークを取得しており，安全性が非常に高い環境となる。（ク

クラウドは、Microsoft Azure である。)

(4) 実施時期 (予定)

2020年(令和2年)6月

(5) 添付資料

- ア 新型コロナウイルスの感染症等情報の効率的な把握・管理を支援するシステムのイメージ
- イ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の導入について
- ウ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム 先行保健所ユーザー向け操作マニュアル 抜粋
- エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 抜粋
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 抜粋
- カ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 抜粋
- キ 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム設計・開発及び運用・保守一式」の調達における情報セキュリティ管理計画書【保健所 向用】 抜粋
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり  
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

患者数の増加や患者を取り巻く環境が複雑化する中で、当該業務負担の軽減を図ることは早急に対応すべき課題である。システムを活用することで、保健所、医療機関等において同時に情報の入力及び参照を行うことができ、入力情報を基にした公表資料や統計資料の作成等が可能となる。また、濃厚接触者や患者本人が自らの健康状態をスマートフォン等から入力、又は自動でかかってきた電話に応答することによって報告することが可能となる。

本市において、保健所等の業務負担軽減及び情報の共有、把握の迅速化を目的とし、システム上で感染者及び感染疑い者情報の確認及び入力を行うため、コンピュータ処理を行うものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認め

られる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)アの(ア)から(カ)まで及びイの(ア)から(ウ)までに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 本市の安全対策

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

ア(ア), ア(エ)

(イ) システムの不正アクセスを防止するための措置

ア(ウ)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

ア(ア), ア(カ)

(エ) 利用後にデータを確実に消去するための措置

ア(オ)

(オ) 日常的な安全対策

ア(イ), ア(ウ), ア(オ)

イ システム管理者(厚生労働省)の安全対策

(ア) システムの不正アクセスを防止するための措置

イ(ア)

(イ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置

イ(ア), イ(ウ)

(ウ) 安全対策を確認できるようにするための措置

イ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上